

手続き効率化、広域処理の推進

排出者責任の徹底、情報共有



経団連と全都清からヒアリングを行った

廃棄物処理制度
専門委員会

環境省は6月30日の廃棄物処理制度専門委員会で、(一社)日本経済団体連合会と(公社)全国都市清掃会議へのヒアリングを実施し、経団連は▽手続きの効率化・電子化▽広域認定制度の見直し、県外物流入規制の撤廃・見直しによる効率的な処理推進▽優良産廃処理業者認定制度の改善▽企業が分社化した場合に業許可を不要にすることを要望した。全都清は▽排出者責任の徹底▽廃棄物該当性の情報共有化▽有害物・危険物の自主回収推進などを検討すべきとした。

経団連は事務手続きに関する産業廃棄物管理票、請書類の様式統一化、が煩雑化していると訴(マニフェスト)に関する電子マニフェスト制度え、自治体ごとに異なる報告書や業許可の申の見直し、廃棄物処理

法に係る情報の電子化を求めた。

また、廃棄物処理業の許可を持つ企業が分社化した場合には、親会社・子会社間の処理を「自ら処理」とみなし、業許可を不要とすることも要望した。

全都清は排出者責任を徹底させるため、排

出者に指導を行う立場である自治体に対し、国が適正処理の重要性、排出者責任について周知徹底すべきとした。

また、廃棄物該当性に関しては不用品や解体家屋の残置物、引越しごみなどの一般廃棄物の対応策について

の具体的な事例を積み重ね、情報を共有化していくことが必要と主張した。有害物・危険物については、市町村での処理が困難なものもあることから、製造業者・業界による自主回収を検討することを求めた。